

○千葉市コミュニティセンター設置管理条例

昭和54年3月15日

条例第5号

第1条 本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター	千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井1丁目14番25号
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	千葉市花見川区畑町1336番地の2
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地の4
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	千葉市花見川区花島町308番地
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	千葉市稲毛区穴川4丁目12番3号
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	千葉市稲毛区長沼町461番地8
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区都賀4丁目20番1号
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	千葉市美浜区高洲3丁目12番1号
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂4丁目1番7号

2 千葉市中央コミュニティセンターに次の分室を置く。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター松波分室	千葉市中央区松波2丁目14番8号

(施設)

第2条 コミュニティセンターの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用者)

第3条 本市に在住し、又は在勤する者（千葉市花見川区花島コミュニティセンター

にあつては、これらの者以外の者を含む。)は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

(指定管理者による管理)

第4条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1項に規定する使用の許可及び第10条の規定による使用の制限等に関する業務
- (2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(休館日)

第6条 コミュニティセンターの休館日は、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)とする。ただし、市長がコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日にコミュニティセンターを開館することができる。

(使用時間)

第7条 コミュニティセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) プール 午前10時から午後9時まで(7月及び8月にあつては、午前9時から午後9時まで)
- (2) 千葉市中央コミュニティセンター松波分室 午前9時から午後5時15分まで
- (3) 図書室 午前9時から午後5時まで
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にコミュニテ

ィセンターを開館することができる。

(使用の許可)

第8条 コミュニティセンターの施設（ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室を除く。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) コミュニティセンターの施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第8条第1項の許可を取り消し、又はコミュニティセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第8条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) コミュニティセンターの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わな

いとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 別表第2に掲げる施設又は設備の利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第14条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところに

より、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターを最も適切に管理することができるかと認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1） 市民の平等な利用を確保するものであること。

（2） コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

（3） コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

（4） コミュニティセンターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の基準）

第16条 指定管理者は、法令、条例、規則に基づく規則その他市長の定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

（関係法令の適用）

第17条 この条例に定めるもののほか、千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理については、都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法に基づく命令及び千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）に定めるところによる。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例（昭和49年千葉市条例第23号）は、廃止する。
- 3 この条例施行前、この条例による廃止前の千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例によりなされた行為は、この条例によりなされた行為とみなす。

附 則（昭和55年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月25日条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年規則第46号で昭和55年11月16日から施行）

附 則（昭和56年3月27日条例第11号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月21日条例第42号）

この条例は、昭和58年11月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月19日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月14日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第41号で平成3年4月16日から施行）

附 則（平成3年9月27日条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月13日条例第49号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月19日条例第16号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第3号）抄

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月8日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第38号）

この条例は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第60号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第2号で平成13年2月15日から施行）

附 則（平成13年6月8日条例第26号）

この条例は、平成13年6月23日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第5号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（千葉県都市公園条例の一部改正）

- 2 千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（千葉県蘇我球技場条例の一部改正）

- 3 千葉県蘇我球技場条例（平成16年千葉県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年9月26日条例第42号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第20条とし、第8条を第19条とし、第7条の次に2条を加える改正規定（第17条に係る部分

に限る。)は公布の日から、別表第1の改正規定(千葉市若葉区都賀コミュニティセンター及び千葉市美浜区真砂コミュニティセンターに係る部分に限る。)は平成17年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例第12条の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月12日条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第35号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第38号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月29日条例第1号)

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日条例第74号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月21日条例第9号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前の健康づくりのフロアの使用に係る使用料及び手数料の納付並びに還付については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 19 日条例第 41 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条中千葉県都市公園条例別表第 9 の改正規定、第 37 条及び附則第 4 項から第 12 項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

- 4 第 8 条の規定による改正後の千葉県コミュニティセンター設置管理条例別表第 2、第 9 条の規定による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第 2、第 11 条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第 1、第 13 条の規定による改正後の千葉県文化センター設置管理条例別表第 1、第 14 条の規定による改正後の千葉県文化ホール設置管理条例別表第 2、第 16 条の規定による改正後の千葉県文化交流プラザ設置管理条例別表第 1、第 18 条の規定による改正後の千葉県スポーツ施設設置管理条例別表第 2、第 19 条の規定による改正後の千葉県ポートアリーナ設置管理条例別表第 1 から別表第 3 まで、第 20 条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第 21 条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第 22 条の規定による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例別表第 2、第 24 条の規定による改正後の千葉県勤労市民プラザ設置管理条例別表第 2、第 25 条の規定による改正後の千葉県ビジネス支援センター設置管理条例別表第 3、第 28 条の規定による改正後の千葉県ふるさと農園設置管理条例別表、第 29 条の規定による改正後の千葉県都市農業交流センター設置管理条例別表第 3、第 32 条の規定による改正後の千葉県生涯学習センター設置管理条例別表第 2、第 34 条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表、第 35 条の規定による改正後の千葉県都市公園条例別表第 9 及び第 37 条の規定による改正後の千葉県蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

名称	施設
千葉市中央コミュニティセンター	1 つどいのフロア ロビー 集会室 サークル室 2 学習と趣味のフロア 講習室 図書室 美術・視聴覚室 料理実習室 和室 茶室 語学練習室 多目的室 ホール 幼児室 音楽室 3 スポーツと体育のフロア 体育館 柔道場 剣道場 プール 4 松波分室 ロビー 和室 茶室 会議室
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンプルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 大広間 ホール 図書室
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンプルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 図書室 体育館
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンプルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実習室 ホール 図書室 体育館
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 多目的室
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市稲毛区长沼コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館

千葉県若葉区都賀コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 ホール 体育館
千葉県若葉区千城台コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 研 修室 トレーニング室 ヘルシーホール
千葉県緑区鎌取コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的ホール 会議室 体育館
千葉県美浜区高洲コミュニティセンター	ロビー 静養室 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 ホール
千葉県美浜区真砂コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実 習室 サークル室 ホール 図書室

別表第2

1 集会室等利用料金

(1) 千葉市中央コミュニティセンター

区分	金額	
集会室	1 コマにつき	3 3 0 円
サークル室 1		1 1 0 円
サークル室 2		1 1 0 円
サークル室 3		1 1 0 円
サークル室 4		7 0 円
サークル室 5		6 0 円
サークル室 6		1 6 0 円
サークル室 7		1 6 0 円
講習室 1		3 3 0 円
講習室 2		3 3 0 円
講習室 3		3 3 0 円

講習室 4		330円
講習室 5		330円
美術・視聴覚室		910円
料理実習室 1		670円
料理実習室 2		590円
和室		340円
茶室 1		500円
茶室 2		280円
語学練習室		610円
多目的室		330円
ホール		1,010円
音楽室 1		360円
音楽室 2		670円
松波分室	和室 1	80円
	和室 2	200円
	和室 3	60円
	茶室	170円
	会議室	80円

(2) 千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	530円
講習室 1		250円
講習室 2		270円
集会室		170円
和室 1		180円
和室 2		180円
音楽室		260円
サークル室		170円

大広間		640円
ホール		790円

(3) 千葉県花見川区畑コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	260円
講習室		430円
集会室		280円
和室1		160円
和室2		440円
音楽室		430円
料理実習室		230円
サークル室		120円

(4) 千葉県花見川区幕張コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	490円
講習室1		360円
講習室2		250円
集会室1		800円
集会室2		240円
和室		490円
料理実習室		260円
ホール		1,130円

(5) 千葉県花見川区花島コミュニティセンター

区分	金額	
創作室1	1コマにつき	320円
創作室2		410円
講習室1		420円
講習室2		440円

集会室		250円
和室		260円
音楽室		520円
サークル室1		510円
サークル室2		240円
多目的室		1,840円

(6) 千葉県稲毛区穴川コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	480円
講習室		200円
集会室		240円
和室		270円
音楽室		510円
料理実習室		310円
サークル室		570円
大広間		640円
多目的室		1,680円
会議室		250円

(7) 千葉県稲毛区長沼コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	390円
講習室		320円
集会室		190円
和室		230円
音楽室		510円
料理実習室		340円
サークル室		440円
大広間		540円

多目的室		1,260円
会議室		320円

(8) 千葉県若葉区都賀コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	430円
講習室1		250円
講習室2		240円
講習室3		240円
集会室		290円
和室1		250円
和室2		260円
音楽室		480円
料理実習室		390円
サークル室		240円
大広間		500円
多目的室		460円
会議室		220円
ホール		1,100円

(9) 千葉県若葉区千城台コミュニティセンター

区分	金額	
創作室1	1コマにつき	240円
創作室2		250円
講習室		270円
集会室		200円
和室		380円
音楽室		470円
料理実習室		390円
サークル室1		330円

サークル室2		280円
大広間		620円
多目的室		1,330円
会議室		280円
研修室		170円
ヘルシーホール		510円

(10) 千葉県緑区鎌取コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	390円
講習室		220円
集会室		240円
和室		230円
音楽室		450円
料理実習室		250円
サークル室		260円
大広間		450円
多目的ホール		1,580円
会議室		210円

(11) 千葉県美浜区高洲コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	360円
講習室1		360円
講習室2		360円
集会室		360円
和室		170円
音楽室		360円
料理実習室		360円
サークル室1		170円

サークル室 2		1 7 0 円
大広間 1		5 3 0 円
大広間 2		1 7 0 円
ホール 1		1, 2 8 0 円
ホール 2		6 1 0 円

(1 2) 千葉県美浜区真砂コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 8 0 円
講習室 1		4 8 0 円
講習室 2		4 8 0 円
集会室		2 3 0 円
和室 1		3 4 0 円
和室 2		3 4 0 円
和室 3		3 4 0 円
料理実習室		4 8 0 円
サークル室		2 3 0 円
ホール		9 4 0 円

備考 「1 コマ」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室にあつては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時まで）の2時間をいう。

2 体育館・柔道場・剣道場利用料金

区分	小学生以下	中・高校生	一般
時間			
2 時間まで	7 0 円	1 0 0 円	2 2 0 円
超過 1 時間につき	3 5 円	5 0 円	1 1 0 円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

3 プール利用料金

区分	通常期（7月及び8月以外）			夏期（7月及び8月）		
	小学生以下	中・高校生	一般	小学生以下	中・高校生	一般
基本料金（2時間まで）	100円	200円	300円	70円	100円	220円
超過料金（超過1時間につき）	50円	100円	150円	35円	50円	110円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

4 トレーニング室利用料金

区分	中・高校生	一般
2時間まで	100円	220円
超過1時間につき	50円	110円

5 設備利用料金

区分	金額
コインロッカー	1回につき 10円